

登別市私立高等学校教育振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校の安定した学校経営を図るため、私立高等学校を設置する学校法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。
- (2) 私立高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて学校法人が設置する高等学校をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、市内に私立高等学校を設置している学校法人（以下「私立高校」という。）とし、次の各号に定める経費の一部について補助金を交付することができる。

- (1) 入学希望者が応募し易い環境を整備するため入学金の軽減に要する経費
- (2) 教育の振興を図るため、教育設備に必要な備品購入に要する経費

(補助の基準)

第4条 前条第1号に定める入学金に対する経費の補助基準は、次に定めるところによる。

- (1) 私立高校の新入学生徒で、4月1日までに入学手続を完了し入学金を納入した者
- (2) 入学金の補助基準は、私立高校が入学金を減免した額の3分の2以内で市長が定める。

2 前条第2号に定める教育設備に要する備品購入の経費の補助については、その都度財政事情を考慮して市長が定める。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする私立高校は、登別市私立高等学校教育振興補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 生徒数調書（別記様式第2号）

- (2) 減免対象者一覧表（別記様式第3号）
- (3) 備品購入計画書（別記様式第4号）
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 学則
- (7) 市長が特に必要と認める書類
（決定通知）

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、内容が適正であるかを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに当該私立高校に補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知書を受理した私立高校は、市の定める請求書により、補助金の請求をしなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付を受けた私立高校は、その事業が完了したときは、事業完了後30日以内に事業実績報告書（別記様式第6号）に備品購入実績内訳書（別記様式第7号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市私立高等学校教育振興補助金額確定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助決定の取消等）

第9条 補助の決定を受けた私立高校が次の各号の一に該当する場合は、補助の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けることについて虚偽の申請をしたとき。
- (2) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成14年告示第98号）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年告示第120号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号

登別市私立高等学校教育振興補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者所在地

学校の名称

理事長名

印

年度の私立高等学校教育振興補助金の交付を願いたく登別市私立高等学校教育振興補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額

円

別記様式第4号

備品購入計画書

区分	品名	数量	単価	金額
合計				

別記様式第5号（第6条関係）

登別市指令第 号

年度登別市私立高等学校教育振興補助金交付決定通知書

申請書 所在地
学校の名称
理事長名

年 月 日付け（第 号）で申請のありました標記補助金について、登別市私立高等学校教育振興補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長

印

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。
交付決定額 円
- 2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 3 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の額に変わりがなく軽易な変更の場合は、その限りではありません。
- 4 事業が期限内に完了する見込がない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 この指令に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しなければなりません。
- 6 事業終了後60日以内に事業実績報告書及び収支決算書を提出してください。
- 7 前項の内容及び事業の実績とその成果並びに出納の状況を監査することがありますが、これを拒むことができません。
- 8 前項の条件に違反し、又は事業執行予算に対して支出額がいちじるしく減少した場合は、補助金を減額し、又は取消することがあります。この場合既に補助しました金額の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- 9 この指令書により、補助金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第6号

事業実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者所在地

学校の名称

理事長名

印

年 月 日付け登別市指令第 号で交付を受けた補助金について、事業が完了しましたので登別市私立高等学校教育振興補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

添付書類（1）減免対象者一覧表

（2）備品購入実績内訳書

別記様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

年度登別市私立高等学校教育振興補助金確定通知書

申請者 様

登別市長 印

年 月 日付け、登別市指令第 号で交付の決定をいたしました
標記補助金について、登別市私立高等学校教育振興補助金交付要綱第8条の規定によ
り、次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 補助金の確定額は、次のとおりとします。

確定額 円

（ 交付決定額 円
内 訳（1）入学金補助金 円
（2）備品購入補助金 円 ）